

岩手県告示第 777 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、岩手県医療労働組合連合会執行委員長佐々木茂喜から、争議行為を行うことについて、平成 19 年 11 月 2 日次のとおり通知があった。

平成 19 年 11 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 事件

- (1) 医師・看護師などをはじめとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員。労働条件の改善、「合理化」・業務委託反対。
- (2) 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅一時金獲得、「成果主義賃金」導入反対。
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充。医療保険制度改悪の中止・撤回、安全・安心の医療とゆきとどいた看護の実現。
- (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療機関の縮小・廃止反対。存続・拡充と雇用の確保。
- (5) 看護師確保法・基本指針の改正、医師確保の抜本対策の実施、08 年診療報酬など緊急財源確保を。二年課程通信制、各県一校の開設と受講保障、支援措置の確立。
- (6) 9 条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法具体化阻止、改悪教育基本法の強要反対、核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。消費税など庶民増税阻止。
- (7) 単組要求の実現。

2 日時 平成 19 年 11 月 13 日午前 0 時以降、本件完全解決に至るまでの期間

3 場所

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 盛岡市内丸 19-1 | 岩手医科大学構内全般 |
| (2) 花巻市台第 2 地割 85-1 | 岩手医科大学附属花巻温泉病院 |
| (3) 盛岡市加賀野 3-14-1 | 岩手保養院 |
| (4) 盛岡市津志田 26-30-1 | 川久保病院 |
| (5) 岩手郡岩手町江刈内 10-47-2 | さわやかクリニック・さわやかハウス |
| (6) 盛岡市三本柳 6-1-1 | 盛岡赤十字病院 |
| (7) 奥州市水沢区佐倉河慶徳 27-1 | 胆江病院・興生園 |
| (8) 一関市大手町 3-36 | 一関病院 |
| (9) 釜石市野田町 1-16-32 | 釜石厚生病院 |
| (10) 盛岡市下ノ橋町 6-14 | 遠山病院 |
| (11) 盛岡市青山 2-12-33 | 青山町クリニック・アルテンハイム青山 |
| (12) 花巻市東宮野目 13-112 | 本館病院 |
| (13) 北上市花園町 1-6-8 | 北上済生会病院 |
| (14) 北上市村崎野 16-89-1 | 花北病院 |
| (15) 盛岡市津志田 13-18-4 | 盛岡南病院 |
| (16) 花巻市湯口字志戸平 14-1 | イーハトーブ病院 |

4 争議行為の概要

前記 3 の場所の全部にわたり、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のため争議行為を単独又は併用して実施する。